

裁判員経験者意見交換会

1. はじめに

(1) 司会者挨拶

司会者：これから裁判員経験者との意見交換会を始めたいと存じます。

本日は皆様大変お忙しい中、また、大変寒さ厳しい中、御出席くださいますと誠にありがとうございます。私は進行役を務めます、和歌山地方裁判所長の中村と申します。よろしくお願いいたします。

平成21年5月に裁判員制度が始まって以来9年目に入り、和歌山でもこれまで77件の裁判員裁判の審理・判決が行われ、多くの方々に裁判員、補充裁判員及び裁判員候補者として御協力いただきました。おかげさまで裁判員裁判はおおむね順調に運営されてきたと考えております。

裁判員の皆様には、裁判終了直後にアンケートなどでも御意見をいただいておりますが、本日は改めて、裁判員としての経験を振り返っていただきながら、御意見・御感想を伺えればと思います。そして、お伺いした御意見などを今後の裁判員裁判の運用に生かし、分かりやすく、充実した裁判員裁判を行っていくための参考とさせていただきますとともに、これから裁判員になれる方への参考とさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(2) 検察官，弁護士，裁判官の紹介，進行方法の説明

司会者：最初に、出席されている裁判官，検察官，弁護士の参加者を御紹介いたします。

検察庁からは野崎高志検察官，弁護士会からは久保博之弁護士，裁判所からは武田正裁判官に御出席いただいております。

では、一人ずつ、簡単に自己紹介をお願いいたします。

順番に検察官のほうからよろしいですか。

野崎検察官：検察官の野崎と申します。よろしくお願いいたします。

今日お集まりいただいた裁判員経験者の方が担当された事件で言いますと、3件中2件、殺人と銃砲刀剣類所持等取締法違反の2件について担当させていただきました。

検察官は事実の立証責任を負っております。検察官の使命としては、事案の真相を解明して、犯罪を犯した人に対して適切な処罰を与えるということを目的としているわけですが、その中で、裁判員裁判の中では、一般の方々にも分かりやすい立証に努めております。

今日はせっかくの機会でございますので、経験者の皆様から忌憚のない御意見を頂戴して、今後の立証に参考とさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

久保弁護士：和歌山弁護士会の久保と申します。よろしく申し上げます。

私は、今回参加していただいた経験者の方が担当された事件を1件も担当してはおりません。ただ、一般的なことを申し上げれば、弁護士は、必ずしも刑を軽くしようという活動をしているのではなく、多くの弁護士は適正な刑になるように努力しております。ただ、弁護士会は、組織がしっかりしていないというところがあって、パワーポイントなどをまだ使いこなせていない弁護士も多くございまして、説明が分かりにくいというような御批判を頂戴することも多々ございます。今日はそのような御批判等も頂戴できれば、またそれを弁護士会のほうに持ち帰りまして、これからの充実した弁護活動に反映させたいと思っております。よろしく申し上げます。

武田裁判官：裁判官の武田です。

私は今回参加していただいた経験者の方が担当された3件のうちの2件について、1件は殺人と銃砲刀剣類所持等取締法違反と、もう1件が現住建造物等放火・窃盗の事件について担当させていただきました。

裁判所としては、両当事者からの主張や立証を公平に見ていき、判断していくことになるわけですが、皆様に対しては、いろんな法律概念の説明などもさせていただく立場になっています。

そういった説明なども含めて、分かりやすかったかどうかなどについて率直な御意見を教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

司会者：3人の方々には、裁判員経験者の皆さんの御質問に答えていただいたり、逆に経験者の皆様に御質問をしていただいたりする予定ですので、よろしくお願いいたします。

進行につきましては、争点についての判断、量刑に関する判断等について、順次、経験者の方から御意見を伺い、途中で休憩を挟んで、意見交換を行って、その後、傍聴されている報道機関の皆様から質問をいただく時間を取る予定になっております。よろしくお願いいたします。

2. 裁判員裁判に参加しての全般的な印象・感想

司会者：最初に、裁判員裁判を担当されての全般的な印象とか感想をお伺いしたいと思います。

例えば、裁判員をされる前にお持ちになっていたイメージと現実が同じだったのか、違っていたのか。あるいは、裁判員裁判を担当されて大変だったのか、いや、そうでもなかったのか。その辺をお聞きしたいと思いますが、Aさんからお願いします。

裁判員経験者 A：私は、1年前にお知らせが来たときに、ここへ来ることを期待して、ものすごく楽しみに1年を待っていました。それから裁判員に選ばれ、ものすごくうれしくて、ここへ来たかったのが夢だったので、とってもよかったです。

そして、裁判が始まって、皆さんの意見を聞いて、私の意見と違うところもあって、ちょっと悩んだ日もありました。

司会者：ありがとうございます。楽しみというのは、どういう楽しみがあったのですか。

裁判員経験者 A：これまではテレビで見てたりしておりましたが、その雰囲気というか、ものすごい実感できたので、何かそんなことです。

司会者：どうもありがとうございます。では、Bさん、よろしくお願いいたします。

裁判員経験者 B：私も裁判には非常に興味がありましたから、選ばれるかどうかというのを半分期待もし、不安もありました。

選ばれて3月にその裁判員裁判に出たわけですけど、もともとのイメージがテレビなんかでよくやっている白か黒かとか、そういったものにも参加するものかなと思っていましたが、私の担当した内容が量刑だけということですので、ある程度、気持ち的には楽になりましたね。私の意見でその人が白か黒かというような、そういう判断もちょっとイメージしていましたから、裁判長からこういう量刑を決めるんですよということでしたから、ある意味、気持ちは楽になりました。

そういう審理とか評議も、ある程度、自分なりに冷静に考えられたかなあと思いました。

司会者：Bさんの事件は、かなり審理が長かったと思うんですが、そこは非常に負担だったということはなかったですか。

裁判員経験者 B：私の場合、もう既に退職しておりましたから、毎日が日曜日ですので、そういう意味では負担にはならなかったのですが、同じ裁判員の中でやっぱりお勤めになられている方は非常に苦勞されておられたようには思います。

司会者：どうもありがとうございました。Cさん、いかがですか。

裁判員経験者 C：イメージ的には裁判員裁判というのは、もうがちがちの四角いものかと思っていたんですが、意外とそこまでがちがちでもなくて、その間に気を緩められるところもありましたので、そういう意味ではよかったかなと思っています。

それから、もう一つ、いろんな分からないことを聞いたら、ちゃんと教えてくれました。そういった意味では、裁判ということに関して本当に勉強になりました。

それで、前よりもやはり裁判の事件のニュースとかには興味を持つようになりました。どうしてもそういう同じ目と言ったらおかしいんですけど、見て

しまうので、いや、これはおかしいなとか、いろいろ私のほうでも考えますと、やはり興味というのがものすごく沸いてきました。

司会者：ありがとうございます。Dさんはいかがでしょう。

裁判員経験者D：私もそもそも裁判員にまさか自分になるとは思ってなかったので、イメージも心構えもできていなかったんですけど、楽しみというか、ふだん絶対経験できないようなことなので、経験してみたいなという思い半分と、あとはいざ選任された後は、結果的には人を裁くということになりますので、緊張はあったんですけども、いざやってみると、裁判官の方にしても、検察官の方にしても、弁護士の方にしても、素人にも分かりやすい、かみ砕いて説明してくださったので、非常に分かりやすかったです。

後は、そのとき担当した事件が、人が亡くなったわけでもなく、そんなに大きな事件ではなかったんで、引き受けられたというところも正直あったんですけど、これが殺人事件とか、白黒がわからないような難しいものであったら、もしかしたら辞退していたかもしれないというのが正直なところですよ。

司会者：今のDさんの事件は、審理期間は5日ぐらいでしたが、もうちょっとかかる事件だったら、なかなかお仕事の関係で難しいということになりますか。

裁判員経験者D：そうですね。現実的にはなかなか、余り長期間になると、多分仕事が休めないと思いますので。

司会者：殺人事件とかになると精神的にも負担が大きいということですね。

裁判員経験者D：それも経験してないので、何とも言えないんですけど、恐らく想像するに、気持ちの負担は大きいだろうなと思います。

司会者：どうもありがとうございました。Eさん、いかがでしょう。

裁判員経験者E：私は補充裁判員として参加させてもらったんですけど、裁判員と同じように参加できたのかなというのを情報として伝えたいと思います。

私もDさんと似ていまして、まさか自分が選ばれるかというのは思っていませんでした。候補者に選ばれて、それからまた選任があってという推移があ

ったので、選ばれるときから正直びっくりしたところがありました。

選ばれた後は、せっかくのいい機会なので、経験と捉えて、積極的に何か協力できたらなという形で参加させてもらいました。

当初の印象なんですけども、やはり裁判官というのは大変な仕事なのかなと思って参加させていただいたんですけども、やはり大変というか、重責というか、いろんな意味で大変なところがあるのかなというのが感想です。

例えば、飲みに行ったりしたとき、失言しないように気にしないといけないとか、余り情報を人に伝えたらいけないというところが非常に大変な職業だなというふうに思いました。

逆に、そういう方々なので、非常に堅い方、司法試験を通られて、堅い方かなと思っていたんですが、法に対する初心者にも丁寧に説明していただきました。評議は、自分の言いたいことを伝えることはできたのかなと、フォローがあってできたのかなという印象を思っております。

司会者：どうもありがとうございました。最後に、Fさんはいかがですか。

裁判員経験者 F：私も補充裁判員として参加したんですけども、最初の候補者名簿に載りましたというのが2回目でした。ですから、また来たぐらいのもので、まさか呼出しがあるとは思っておらなかったというのと、実際、呼び出されて行ってみたら、60人位いらっしゃいましたでしょうか。その中から9人でしたので、ああ、選ばれることはないと思っていたら、選ばれてしまったというのがありました。ちょっとびっくりしました。

担当した事件が1か月ぐらいの長期の日程でしたので、上司の方から、「おまえ、仕事、どないすんのや」というお叱りをいただきまして、実際、夜までというか、夕方までは裁判に参加して、晩はまた仕事場に行って仕事するという形でやっておりました。結構大変でした。

でも、なかなか経験できないところもありましたので、実際、その1か月間、充実していたと思います。当初、抱いていたイメージは、皆さんもおっしゃっていますが、もっと堅いのかなというところはあったんですが、確かに、

法廷内は当然堅いんですが、部屋に戻って協議するときには、ざっくばらんな雰囲気物が言いやすいような形でやっていただいて、非常に中身の濃かった期間だったと思います。

司会者：1か月にもわたる審理期間でしたが、仕事は何とかこなせたんですか。

裁判員経験者 F：通常にやっているよりはだめだったと思いますが、何とかなつたと思います。

3. 意見交換

(1) 争点に対する判断について

司会者：では、全体的な感想をいただきましたので、次は各論的な話に入っていきたいと思います。争点に対する判断ということで、DさんとEさんが関与された現住建造物等放火被告事件についてお伺いしますが、この事件では、被告人が放火したときに、放火した部屋の隣の部屋に住人がいたかどうか。つまり住人がいることを被告人が認識していたかどうか、これが争点となっていました。

この判断をするために、検察官あるいは弁護人の主張や証拠に関して、何か分かりにくさがあったとか、何かもっと足りないものとか、余計なものがあったとか、その辺の感想があればいただきたいと思います。Dさん、いかがでしょうか。

裁判員経験者 D：まず、検察官の方が組織できっちり調べられているんだから、それはそれとして、でももしかしたら違うかもしれないみたいなことを思いながら見ていたんですけど。

司会者：検察官の主張や証拠は、分かりやすかったですか。

裁判員経験者 D：非常に分かりやすかったです。

司会者：弁護人の主張や証拠はどうでしたか。

裁判員経験者 D：事実だけを客観的に見ないといけないと言い聞かせながら、やっぱり検察のときは検察官の方の資料が結構きっちりされていて、説明も結構分かりやすく伝わってくるものがあったんですけども、それと比べると、

弁護士さんの方はもう少しやわらかいというか、分かりやすいのは変わらないんですけど。

司会者：ありがとうございます。Eさん、いかがでしょうか。

裁判員経験者E：まず、画像と、パワーポイント、こういった図表が非常に駆使されていて、そういう意味で上等な判断ができましたというか、非常に分かりやすかった部分が多いなと思いました。特に防犯カメラの映像なんですけど、そういう部分がありました。

その内容になると、確かバイクが置いてあったか置いてなかったかというところが、その判断材料だと思うんですけども、ちょうどいい角度の防犯カメラが映ってなかったなというところで、どういう判断をしようかというのを評議した記憶がございます。

非常に分かりやすい反面、あの角度のあのカメラがあればなということ、今ふっと思い出したんですけども、あえて言うならそれぐらいで、資料としては画像と図がとあって、非常に分かりやすかったなという印象です。

司会者：法曹三者のほうから何かございますか。

野崎検察官：私は、この事件を担当しておりませんので、ちょっと内容的なところはあれなんですけれども、資料の中にある冒頭陳述メモや報告メモというものに従って、検察官の立証内容とか意見というものをお伝えしたかと思っています。

検察官はどの事件でも、こういう形で、文面は事件によって違うんですけども、なるべく一覧性のある冒頭陳述メモ、論告メモというものをお配りして、検察官の主張というものを的確に御判断いただくというところに意を酌んでいるところです。

さらには、このメモを起案するに際しましては、リハーサルといいまして、検察庁内で事件を担当している者だけではなくて、事件に全然関係のない職員ですとか、あとは司法修習生ですとか、そういった人たちを交えてリハーサルを行っております。そのリハーサルで、この冒頭陳述と論告を実演して

みて、そこで出た意見、こういうところが良かった、逆にこういうところは分かりにくかったので、こういうふうに改善したほうがいいですとか、そういう意見に基づいた上で修正を重ねて、最終的にこの形になっているというところがございます。

ちょっとお尋ねさせていただきたいのは、論告メモのほうなんですけれども、放火罪一般にということなんです、検察官としては、この手の事件では、放火罪の法定刑がなぜ重いのかというところについて御説明するようにしております。

この件もそうだったと思うんですけれども、一見すると、財産的被害はそうでもない、結果的にそうでもないという事件のときに、じゃあ、この判断について、なぜこれだけの刑罰が必要なんだということについて、放火罪が公共危険罪、一たび放火すれば、その周辺にも燃え広がって、非常に多くの人たちに損害を与えたりだとか、非常に大きな危険を発生させる可能性があるという趣旨からさかのぼって説明して、これだけの法定刑が定められているんだという御説明をしたかと思うんです。ちょっとその検察官の説明をどの程度御理解、御納得いただけたのかというところについて教えていただければと思います。

司会者：Dさん、Eさん、いかがでしょうか。

裁判員経験者D：確かにそのときも御説明をいただいて、確か、人がいない建物へ放火するのと、実際そこに人がいた場合とで刑が違うというか、重さが違うというような話はいただいて、それを理解した上で、放火当時に隣の部屋に人がいらっしやったかいらっしやってなかったのかというところを議論したので、検察官の方から説明いただいたのは、十分まではいかないかもしれないですけど、理解した上で議論していたんです。

裁判員経験者E：私もこの資料を見て、ああ、なるほどこういう考え方で決まっていくんだなというのがありました。

これに加えて、その後に評議のときに、過去の裁判例のデータベースみたい

なものを紹介していただきまして、それを見て、このときのものとよく似た
つくり、あれをもとにこれをつくられているのかなという印象を持ちました。

野崎検察官：ありがとうございます。

司会者：弁護士会として何かあればどうぞ。

久保弁護士：今の事件の本当に裏側の御質問なんですけれども、資料からしま
すと、私は担当しておりませんが、弁護側の冒頭陳述、それから弁論要旨に
しましても、通常の事件と同じような、文字でずらずらと書くというスタイル
で、このケースではやっているように思います。

このこと自体が必ずしも悪いとは私は思いませんけれども、このケースで、
あるいは弁護人のキャラクターもあるかもしれませんが、検察官が用いられて
いるこのパワーポイント、一覧性があって私も見やすいなと思うんですが、
弁護人のものは、ぱっと見て、頭に入ってきやすいものだったか、特に冒頭
陳述とか弁論を聞いて、あとで評議するのは別にして、頭にすっと入ってき
たかな、どうかなというあたりの、検察官側のプレゼンテーションと比較し
ての印象というのを、お聞きできたらと思っております。

司会者：Dさん、Eさん、お願いします。

裁判員経験者D：結局、その後、皆さんで協議するので、これが文字だったか
パワーポイントだったかということで、それ自体は影響ないと思うんですけ
ども、ただ、印象としてはやっぱり図式というか、写真とかがあったりして、
ぱっと分かりやすいのは確かに分かりやすいし、何となくすっと入ってくる
んで、何か変に納得してしまうところとか、そうと違うかなというのは、確
かに分かりやすい資料の方があるとは思いますが。

久保弁護士：ありがとうございます。

裁判員経験者E：この状況なので、そういったものを客観的に説明いただくに
は、図、写真、非常にありがたかったと思いますし、分かりやすかったです。

今回のことは、弁護側の意見というのは、情状酌量というような言葉、そう
いった形があったので、文字でもそういう文字の部分をチェックして、ああ、

こういう主張をされたのだなというところのものがあれば、主張された意図は読み解くとか、あるいは説明いただけたら、文字でもそんなに問題はなかったと思っております。

久保弁護士：ありがとうございます。

司会者：次の殺人等被告事件の、これはAさんとCさんに関して、これは被告人が殺人行為につき共謀したかが争点だったんですが、被告人がその当時、暴力団員で、証人は暴力団の関係者というか周辺者、それからまた、事件が非常に古い、15年ほど前の古い事件という特徴がありました。

暴力団に関わる事件であること、あるいは事件が古いということが争点を判断する上で支障になったかどうか。それをちょっとお聞きしたいと思うんですが、Aさんのほう、いかがですか。共謀を判断する上で、証人とかが暴力団の周辺者であったこと、あるいは事件が古いということで、共謀の判断がしにくかったとか、そんなことはなかったですか。

裁判員経験者A：はい、確かにありました。さかのぼって昔の当時の犯人の気持ちとか、被告人の気持ちとかをさかのぼって考えるのが、ちょっと分かりにくいところもありました。

司会者：暴力団関係の事件で、証人が弟分だったり子分だったりしたので、そういう人の証言の感じとか、それを判断するのが困ったときはなかったですか。

裁判員経験者A：困ることが多々ありました。暴力団関係の人とお話しもしたこともないし、人を殺すという気持ちが、私にはもう全然分からなくて、ただ、もう親分のためにとということだけで殺人をしたということが、とても分かりにくいところがありました。

司会者：どうもありがとうございます。Cさん、いかがでしょうか。

裁判員経験者C：この事件に関しましては、検察側と弁護側との証拠の出し方といえますか、そういうふうな検察官の方のほうは、かなり正確に出していたんです。弁護人は、しゃべる声も聞こえにくいし、それで、これっていう

何というか、無罪にするような証拠といいますか、そういうふうなものがやはり全然出てこなかったという感じでしたね。

ですから、どうしても検察官の方が言っていたほうが正確なんでしょうけども、正確なように思いました。

司会者：この事件が最終弁論で30ページ弱ぐらいある文書形式のものを出してきて、これはどうでしたか、分かりやすかったですか。

裁判員経験者C：分かりやすかったと言いますか、全部読んでもしょうがないなという感じでしたね。結局、ちゃんとした証拠じゃなくて、裁判員の方の心情に訴えるような感じの文面とかが多かったんで、ですから、そういう面では、もっとしっかりした、ちゃんとした証拠を出して、どうして無罪にしないんだという感じになれば、私たちもちょっと考えは変わっていたかもわからないですけどね。

司会者：法曹の方で何かありますか。

武田裁判官：今のCさんのおっしゃっていたところは、この事案の弁護人としては、検察官が立証する責任があるというところで、検察官の立証が成り立っていないというところの立証をしようという方針だったものですから、無罪にする証拠を出すというタイプの事件ではなかったのかなあというふうなところはあります。ただ、心情に訴えるようなところというのは、余り訴えるようなものではなかったという、そういった御意見ということでよろしいでしょうか。

司会者：立証責任は検察官にあるけど、その立証を崩す説明が非常に分かりにくかったという、そういうことですね。

裁判員経験者C：はい。

司会者：あと、どうですか。

野崎検察官：私は、担当検察官でしたので、ちょっと客観的な評価が難しいのですが、確かにちょっと立証に難儀した事件ではございました。やはり事件が非常に古い事件であるということで、関係者の記憶も非常に細かいところ

は当然覚えていませんので、そういった古い事件であるということを前提にどう証拠を出すのか、あるいは証人の出廷がなかなか確保できない。さらには、ようやく出廷を確保したとしても、それまでの話と全然違うことを言い出すとか、刑事裁判の検察官としては非常に難しい事件であったことは事実かと思われまます。

検察官のスタンスとしては、やはり古い事件について細かい時系列を、事件直後に行われた捜査の結果どおり出すというのは、ちょっとこれ土台無理な話ですので、そこは事実を絞り込んで、争点である共謀というものを検察官が立証するために、最低限出さなければいけないのはどこなのか、重要な点はどこなのかという取捨選択をした上で、そこにポイントを絞った立証を行うということを心がけました。

今回の件で言えば、そこは何かと言え、やはり今回、被告人は実行犯に殺害を指示した指示役ですので、その指示のときの状況ですとか、あるいは実際に犯行に使われた拳銃を実行犯に渡すというような場面がございますので、そういった共謀について非常に重要と思われる事実の焦点を当てて、その点について裁判官や裁判員の皆さんに、その事実が間違いないというような心証を持っていただけるような立証というものを心がけたつもりでございます。

司会者：弁護士会いかがですか。

久保弁護士：事件を担当しておりませんので、ひょっとしたら私の誤解があったら訂正してもらえればと思うんですが、弁護人の弁論をざっと見る限りでは、被告人はほぼ黙秘をしていたように読めるんですけど、その理解でよろしいですね。

弁護士会としましては、当然、黙秘は権利ですので、場合によって黙秘権を行使するというのもあるとは思いますが、説明してもいいじゃないかという考え方も当然、弁護人としてもありまして、このケースでは、ほぼ黙秘で貫くという弁護方針だったと思うんですが、そのときの裁判員の方の御印象というのはどうなんでしょうかというのを、ざっくばらんに聞けれ

ばと思います。

裁判員経験者 C：やはりよくなかったですね，完全に。弁護士さんのほうが指示をして，黙秘してくださいという感じでしたんで，やっぱり印象としてはよくなかったです。

久保弁護士：であれば，このケースがどうか分からないんですが，本当に違うんだったら説明してよというような，ごく普通の感情ってあると思うんですけども，そういう感情にやはり寄り添うようなほうが，もうちょっと共感できたのかもなというところは御印象としてございますでしょうか。

裁判員経験者 C：そこまでは考えなかったですけどね。

久保弁護士：黙っているのが印象が悪いという感じですか。

裁判員経験者 C：そうです。ただ，印象が悪いなという感じは受けました。

司会者：Aさん，どうぞ。

裁判員経験者 A：この被告人，黙秘権を使い，逃げおおせかけたけども，逃げられなかったということは，もう逃げ得，黙秘権使い放題の，まあ言うたらひきょうやなと思ったことはありました。

被告人が上の人だったのに，男らしさがないとか，そう思いました。言うことはやっぱり言って，ちゃんと裁判に立ち向かってほしかったなどは私は思いました。

久保弁護士：先ほども同じ質問をCさんにさせてもらったんですが，事実が違うのであれば，じゃあ，説明したらどうかと，そういうお気持ちということでしょうか。

裁判員経験者 A：そうです。

久保弁護士：ありがとうございます。

武田裁判官：この事件のちょっと特殊だったところは，審理計画を立てるときには，被告人は長い時間をかけて話をするという計画を立てていたというようなところで，法廷の段階になって，急に黙秘を始めたというふうなところで，何かの働きかけがあったんじゃないのかなということを裁判員経験者の

方が推測されたというようなどころはあるのかなと思います。

裁判官のほうからは、黙秘しているということで不利には取り扱わないというような説明はさせていただいたということで、それ自体が悪く影響したというわけじゃないということではよろしいのでしょうかね。

裁判員経験者 A：はい。

裁判員経験者 C：はい。

久保弁護士：私どもが、そういうことを裁判所が御説明していないとは全然思いませんので、単純に弁護戦略のレベルとしてどうだったかということを知りたかったという趣旨でございます。

(2) 量刑に関する評議・審理等について

司会者：量刑に関する評議とか審理等についてに入りたいと思います。

量刑、すなわち刑の重さを決めるに当たって、難しいと感じた点について御意見を伺いたいと思います。

量刑の判断は、普通、社会生活で経験することがなくて、初めて体験されたことだと思います。ただ、日本の法律の特徴としては、刑の幅が広くて、特段、法律に明確な基準もないということがあって、量刑を判断するのは難しかったのではないかと思います。

皆さんに最初にお聞きしますが、量刑の判断する上で、法廷で行った書面の取調べ、あるいは証人尋問、被告人質問といった証拠調べの内容は分かりやすかったかどうか。例えば、量刑判断する上で、証人、被告人からもう少し、この辺りをもっと聞きたかったという意見があるかどうか。あるいはちょっとこういう審理は必要なかったのではないかという意見があるかどうかということをお伺いしたいと思います。

どなたからでも結構ですが、Aさん、どうぞ。

裁判員経験者 A：私は、被害者の奥さんの証言を聞いて、感情からすると、刑が重くなるのかなと思ったんですけども、みんなの意見を聞いたら、そうじゃなくて、経緯だけを見て決めることを知りました。

司会者：ありがとうございます。ほかの方はいかがですか。

裁判員経験者 C：量刑を決めるときに、やはり非常に悩みました。人が人を裁くということで、幾ら相手が暴力団員だったとしても、やはりこういうふう
に決めたらいいのだろうかという、素人ですよね、そういうことで確かに
悩んだのは悩んだんです。だけど、やはり悪いことをすれば罰が下るとい
うのは、当然のことです。決めなくてはいけないんだなというふうに、その
ときやっぱり思いましたね。

司会者：これはAさんとCさんの事件は、弁護人は無罪だと言っていたから、
量刑の主張はないと思うんですが、検察官の論告はかなり分かりやすかった
ですか。

裁判員経験者 C：そうですね。検察官の方の証拠の出し方とか、それから、そ
ういうものもやっぱり確かに分かりやすかったですね。

司会者：量刑の考え方について、裁判官からの説明は分かりやすかったでしょ
うか。

裁判員経験者 C：はい。それも親切にいろいろ教えていただいて。

司会者：Aさんはいかがでしたか。量刑とか、検察官からの説明、意見とか、
あるいは裁判官からの量刑の説明は分かりやすかったかどうか、いかがです
か。

裁判員経験者 A：それはとても分かりやすかったです。

司会者：BさんとFさんの事件については、心神耗弱を前提とした量刑判断と
いうことで、被告人の行った犯罪の客観的な重さというのがまずあって、そ
れを評価した上で、非難の程度として心神耗弱をどのように反映させるのか
という難しい事案だったと思います。心神耗弱の点を量刑にどのように反映
させるかについて、その難しい点があったかどうかというのをお聞きしたい
んですが、いかがですか。

裁判員経験者 B：確かに冒頭に裁判長から、心神耗弱だということで、量刑を
決めるに当たって、半分になりますよと。それは冒頭に聞きました。心神耗

弱ですから、死刑判決はありませんと、それも冒頭に聞きました。

それをもとに、過去の判例ですかね、あれっていうのも丸2日ほど、同じ事件じゃないわけですけど、よく似た事件は大体このぐらいですよ。しかも心神耗弱があつて、人を何名殺めて、相手は何も罪はありませんよというような、そういう、極力それに近い判例を見せていただいて、それで判断のうちの一つにしました。

司会者： 特段大変だったというのは。

裁判員経験者 B： そうですね、大変だったというか、進め方もピンクの紙と青い紙を使って、いろいろ掲示法なんですかね。我々も会社で使っておって、よくプロジェクトチームとか、そういったときによく使っておった、そういう手法ですね、それを使って一つ一つを分析するというんですか、ブルーには被告にとって有利なこと、ピンクには被告人にとって不利なこと、そういうのを箇条書きというか、一つ一つを書いて、そのウエート付けをしてくださいと。それをして、これも3日、4日ぐらいしましたかね。ずうっとそれを見ながら、これは今回の量刑を決めるに当たっての重要なポイントですよ。各人思いがあった部分に、そこにウエート付けをして、そういう過程で量刑というのを決めていきました。だから、それは理にかなっておるかなというふうに私は思いました。

司会者： どうもありがとうございます。Fさんはいかがですか。

裁判員経験者 F： 結局、この事件に関しては、もうその判断が全てという形だったと思うので、Bさんのおっしゃるとおり、かなり長い時間をかけて評議を行ったという形です。やはり、まずは心神耗弱ということで、半分になると。類似事件、何か検索システムというやつですかね、その判例の一つ、それでもうありとあらゆる、この場合だったらどうか、この場合だったらどうかということで、いろいろと検索していただいて、一番重かったときってどれぐらい出たのかみたいな、そんなのとかもいろいろ皆さんで見ながら、それで個人的な感想としては、こんな軽いんだなというのが、本当正直なと

ころだったので、その中でいろんな判例の個々の事件の中身まで読んでいただいて、その内容について似ているか似てないか、これと同じような判断ができるのかどうかというふうなところでどんどん積み上げて、最終的に皆さんで意見を出しあって、量刑を決めたというふうな感じでした。

司会者：やっぱり心神耗弱を量刑の上でどう考えるかというところですね。

裁判員経験者 F：そうです。検察官から、心神耗弱ではあるが、その影響は限定的であるというふうなところで、当初からお話がありましたので、裁判員の方でも実際どうだったのかと、本当に影響あったのか、なかったのかという、その点で変わるというふうなところの認識を持って、先ほどもおっしゃっていたような有利になる事情と不利になる事情というふうなところをばあっと出し合って、それで議論を深めたというふうな、そんな形でした。

司会者：分かりました。Dさん、Eさんの事件は、量刑は難しかったでしょうか。

裁判員経験者 D：他の事件と比べれば、そんなに難しくないほうなのかもしれないですけども、ただ量刑はなかなかやっぱり難しく、裁判所の方からデータベースで出していただいたりして、それは非常に分かりやすかったんですけども、今回、この扱った事件で言うと、ある程度もうこんなことだったらこれぐらいの刑というのがあって、そこからいろんな客観的ないろんな事情で、どれだけ情状があるかというようなことだったかなと思うんですけども、裁判員もいわゆる素人が数人集まって、やっぱりいろんなお考えがあるんだなと思いました。結構幅、軽めの方から重めの方まであったりして、例えば、犯行現場が自宅の近くだとか、今回、事件に直接関係ないですけど、もし被害者が自分の子供と同じ世代だったらとか、いろんな感情もある中で、それが裁判員という制度があって、そういう個人の思いとか感情とかも乗った上の量刑を決めていくという手続が、だからこそ裁判員があるんだろうと思うんで、悩みながらもいろんな他の方の意見とか聞きながら、納得できるところに落ち着いたんだと思うんですけど。

司会者：量刑の評議の時間というのは十分ありましたか。

裁判員経験者D：そうですね。個人的には十分時間があったと思います。

司会者：Eさんはどうですか。

裁判員経験者E：刑の重さを決めるのは、最初、データベースか検索システムの過去の判例で決めていくのが基本なのかなという形であるというふうに思いました。裁判員のいろんな意見があったんですが、やはり最後は裁判官がリードしていただいて、判決というか刑の話に至ったというところですよ。

これは感想になるんですけども、その評議するに当たって、検察官、弁護人からの説明があったんで、その話を非常によく聞いておかないと、こういう疑問点があるから、こういうことを聞こうよというのを積み重ねていったというのが評議の内容であって、そこにいろんな方の意見があって、私はこう思うとか、ああ思うとか、意見交換していたというのは、今回裁判員裁判だから、その多人数でやった点がちょっと普通とは違うところだったのかなというふうに思います。

司会者：裁判官がリードしたというのは、全員で議論して、落ち着いたということによろしいんですね。

裁判員経験者E：そうです。リードというのはそういう誘導ではなくて、どう言ったらいいですかね、素人に分かりやすく。

司会者：裁判官から説明を受けた上で、みんなで議論して決めたという意味だったんですね。

裁判員経験者E：そうです。

司会者：分かりました。法曹の方から何か御質問とか御意見がありますか。

野崎検察官：検察官としては、情状についても適切に立証して御理解をいただかないといけないのですが、やはりどの事件でもこの情状に関する主張というのは悩みます。

事件というのはいろんな事件があって、情状と言われるものもたくさんあるわけですけども、やはり検察官としては、その中で特に重視していただき

たい点は、こういう点なんだという点をピックアップした上で主張しないと
いけないと。

さらには、それは冒頭陳述やら論告で主張するだけではなくて、そこをきちんと御理解いただくための証拠の出し方ですとか、立証の仕方というものまで意を配った上で立証していかないといけないと。そこについて、ピントが外れてしまったりだとか、十分に御理解がいただけないと、やはり量刑としても十分なものが得られないというところがございますので、そういった点に気をつけているということと、主張自体も独りよがりになってはいけませんので、当然、被告人に不利な情状もあれば、有利な情状もあるというのが通常の事件でございますので、検察官としては別に不利な情状だけを殊さら主張するわけではなくて、有利な情状もきちんと考慮の上で、こういう立証、主張をするんです、あるいは、最後にこういう求刑をするんですということについて、御理解をいただかなければいけないのかなと思っております。

久保弁護士：資料を見る限り、私の事件ではございませんが、弁護人の弁論では、一般情状の一つとして、被告人が高齢であることとということを述べておりまして、放火の事件でございます。一般情状の三つ目に掲げているということは、比較的弁護士としては重要な情状事実だというふうに、この弁護人は考えて出しているんだろうと思うんですけれども、判決だけで見ると、どこにもそれが何の評価もなされていないので、書くか書かないか、評価されているか評価されていないかについて聞きたいなと、こういうふうに思っております。

司会者：Dさん、Eさん。この弁論の被告人が高齢であるとの主張についてどういうふうに評価されましたか。

裁判員経験者D：高齢だからというよりは、年齢によらず、事を起こせば、こういうふうな量刑になるよというような判断になったんだと思うんですけども。

司会者：ありがとうございます。Eさんも同じですか。

裁判員経験者 E：そうですね。人となりとかいう話もして、全くもってなかったということはないんですけども、ほかの要因に比べて余り目立たなかったというか、そんな。

司会者：ありがとうございました。

司会者：量刑に限らず、ちょっと無駄な審理があったとか、そういうのはないですか。この辺をもっとコンパクトにやれたんじゃないかというようなものは、なかったですか。

裁判員経験者全員：（うなづく）

司会者：審理時間が結構かかっている事件があって、なかなか負担が大きかったんじゃないかなと思うんです。

そうすると、やっぱりこれぐらい審理がどうしても必要だったという感じでしょうか。

裁判員経験者全員：（うなづく）

4. 守秘義務に関する感想・意見について

司会者：守秘義務についての感想とか意見をお聞きしたいと思いますが、守秘義務の説明が理解しやすかったか、あるいは守秘義務を守らなきゃいけないということで、何か負担に思われたことがあるかどうかとか、その点、どなたでも。Aさんどうぞ。

裁判員経験者 A：私は日頃から秘密主義なんで、たやすいことでした。

司会者：Bさんはどうでしょうか。

裁判員経験者 B：私の担当した事件というのは、和歌山県でも有名な、誰でも知っているような事件でしたので、いろいろ、どうだったとか聞かれることもありましたけど、別に守ること自体が何ら負担にはならなかったです。マスコミで報道されている、そういったことだけは話してもいいですよという話はしていましたから、別に誰かれにしゃべるわけでもなし、家族の中でちょっとこういうことがありましたよというぐらいのレベルで、自分の中では守秘義務については内容も分かっておりましたし、話してはいけないことと

というのは、自分なりに理解できたと思います。

司会者：Cさんはいかがでしたか。

裁判員経験者C：私は守秘義務に関してはかなり悩ましい。何でかと言いますと、いろいろ聞かれるというのもあるんですけども、どうしてここまで秘密にしないとダメなのかなあという感覚はありましたけれども、何でもかんでもぺらぺらしゃべるんじゃないなくて、ちょっとこの守秘義務に関しては、やっぱりきついなという感覚はありますね。

司会者：評議の秘密に触れるかどうかということで悩んだということよりも、その守秘義務を守らなければならないということで負担に感じたということですか。

裁判員経験者C：そうですね。

司会者：分かりました。Dさん、いかがですか。

裁判員経験者D：取り扱う事件の注目度とかにもよるのかもしれないですけど、私自身は守秘義務ということでは、特に負担はなかったです。

どんな事件を取り扱ったかとか、裁判員になっているとか、そういったことまでも言えないとなると、多分しんどいんだと思うんですけど、評議の内容とかというと、守秘義務というの、なかなか聞かれることもないですし、自分から積極的に話すようなことでもないんで、特に負担はなかったです。

司会者：事件終わられてから会社へ戻られて、やっぱり裁判員になったということは何か会話で出てきたりということはあるんですか。

裁判員経験者D：それはもちろんなっていることも知ってますし、聞かれはするんですけど、でも、聞くほうもそれ以上深くは聞いてこないんで、特に負担はなかったです。

司会者：分かりました。Eさん、いかがでしょうか。

裁判員経験者E：守秘義務を持たなければならないという説明に関しては、よく説明いただいて、よく理解できたと思います。守秘義務を持つこと自体は、最初の冒頭にもちょっと感想で言わせてもらったんですけども、私自身は特

に評議期間の間というのは、非常に負担というか、こういうプレッシャーを持って、裁判官の方というのは日々やられているのだなということを感じました。これは大変負担で、裁判員なんで、その期間だけだったですけども、特に負担は感じました。

司会者：Fさん、いかがでしょう。

裁判員経験者 F：守秘義務については、評議の場で話し合ったことであって、裁判中に出たことは言って構わないというふうな話で聞いておりましたので、今回の担当というか、当たった事件が、白か黒かというふうなではなくて、量刑がどうかというふうなところの評議が主だったので、何と言いますか、切り分けがしやすかったというのがあります。

先ほどBさんがおっしゃっていましたように、結構皆さん知っている事件で、なおかつ被告人も結構特徴的な、特に裁判中の風貌なり特徴的なところもありましたので、聞かれることといたしますか、話題になるというのと、やっぱり裁判の被告人がどうであったのかというふうな、そんな話がやっぱり出ますが、評議の内容に関してまで及ぶことというものもなかったというところで、特に今もって、今回、私が当たった事件に関しては、守秘義務が大変だというふうにしたというところはないと思います。

司会者：どうもありがとうございました。守秘義務が負担だという御意見もありましたけど、大体の人はそれほど負担ではなかったということでした。

法曹の方で何か今の点で質問がありましたら、どうぞ。

野崎検察官：検察官からお尋ねします。今は守秘義務の負担感という話題だったと思うんですが、逆にその守秘義務があるからこそ、評議で自由闊達な意見を言えたとか、逆に御自身にももちろん守秘義務はあるわけですが、その場にいる皆さんに守秘義務があるわけで、それによって言いたいことが言えたというか、そういうところはいかがだったのでしょうか。御意見のほうがあったら。

裁判員経験者 B：守秘義務があるから、ないから活発な意見が言えたかどうか

でしたけど、そういうのはあろうがなかろうが、やはりその場でおれば、自分の言いたいことが言えた環境というとおかしいですけど、状態やったと思います。

裁判員経験者 E：私は守秘義務があつてこそその発言ができたところの状態もございまして、それがなければちょっとまた、考え方というか、参加の仕方というのは変わってくるのかなという印象を持ちました。

司会者：評議でこういうふうな意見、こういう人とこういう人がいたとか言われると、なかなか意見が言いにくい、そういう御趣旨ですか。

裁判員経験者 E：はい。

裁判員経験者 D：自分を取り扱った事件では、守秘義務の有無にかかわらず、発言はできていたんですけど、今聞いて思ったのは、やっぱり、もし仮に反社会的組織とか、いわゆる暴力団とかが関係していたりして、自分が、より重い刑にしようとかという発言をするとかつてなると、ちょっとやっぱり、可能性としてどこかから漏れたりしてということを見ると、やっぱり守秘義務というのがあるからこそ闊達な意見、自由に意見を述べられるのかなというのは聞きながら感じました。

裁判員経験者 A：私は、その守秘義務なんかと云ったら変だけでも、そんなことは一切頭からなくて、もう裁判所に入ったら守秘義務で囲まれてという感じで、言いたい放題というか、自分の考えは全部言えたと思います。

司会者：Cさんは、暴力団の事件で、むしろ守秘義務があるので意見を言いやすいんじゃないかという話もありましたけど、いかがですか。

裁判員経験者 C：そうですね、確かにそういった関係で、暴力団のあれにもし万が一漏れたりしたら、仕返しされるのではないかとか、いろんなことをやっぱり考えちゃいますよね。

ですから、もちろん守るべきところは守らないとだめなんですけれども、ちょっと私にはきついなあと。もうちょっと緩めて話しできるようにできないかなあという感じはありますね。

司会者：どの程度緩めてほしいということですか。

裁判員経験者 C：そこまでは考えてないですけども。

武田裁判官：今、守秘義務として課せられているところは評議室の中で話した裁判員や裁判官の意見、評決の内訳みたいなところとか、あとは関係者のプライバシーとして、裁判員や裁判官にお知らせした名前だとか、そういったところなどが守秘義務にかかってくるというところで、ほかのところに関しては、お話ししていただいても構わないというか、そういうことになっているんですけども、Cさんとしては、今、守秘義務がかかっているところで、こんなところもしゃべりたいというふうなところが何か、どんなところなのかという、これもちょっと教えていただけるとありがたいですけども。

裁判員経験者 C：確かに聞きましたら、公判のことはどんどん話し、どんどん言ったらおかしいですけど、話していただいて結構ですということだったので、その中の何人かでいろいろ話合いをして、それでいろんなことを決めていってすること自体でも、こんなこと別に言ってもいいのではないかなとか、そういうこともあったんで。

武田裁判官：評議室の中でも事件に関する意見とか評決の内訳は、これはだめなんですけども、評議室の中であっても、裁判官の感想とか、そういったことはお話ししていただいても構わないというところもお話しさせていただいたかと思えますけども、そういったところの話をされているというところなんですかね。

裁判員経験者 C：そうですね。ただ、今回の件は、私のいわゆる地元の事件だったので、やっぱりテレビを見ている人なんかは、やっぱりそういうふうに聞いてきたりするんですよね。ですから、興味があるんだと確かに思います。ですから、そういった面で、結局、5話したらだめなところを10ぐらいに広げて、それで話さないようにしてしまうんで、だから、その辺のところがちよっとやっぱりしんどかったといいますか。

司会者：ありがとうございました。

5. 今後の裁判員裁判に対する意見，これから裁判員になれる方へのメッセージ

司会者：最後に，裁判員経験者の皆様から，今後の裁判員裁判に対する意見，あるいはこれから裁判員になれる方々へのメッセージなどをお伺いしたいと思います。

裁判員経験者 A：私の場合は，もし，また裁判員裁判になったら来たいと思っているんで，もし当たった人にもぜひ来て，いろいろ勉強をされたらいいと思います。

司会者：経験してよかったと，そういうことですか。

裁判員経験者 A：はい。

司会者：どうもありがとうございます。Bさん，いかがでしょうか。

裁判員経験者 B：経験して非常に勉強になりました。こういった機会はなかなかありませんので，裁判の仕組みとか，そういった独特の言葉とか，そういったことも，そういう評議の中で詳しく説明していただきましたから，これから選ばれた方は，日程というのは全部決まっていますから，お勤めの方も大変やと思うんですけど，日程的に何日，何日というふうに，もう全部，出席というんですか，参加する日にちが決まっていますから，それを見て上司の方への説得とか，いろいろあろうかと思いますが，こういった機会はなかなかないから，もし選ばれたら社会を知るというか，裁判を知るいい機会だと思いますので，積極的に参加してほしいなというように思います。

司会者：ありがとうございます。Cさん，いかがですか。

裁判員経験者 C：私もBさんと同意見で，非常にやっぱり勉強になりましたし，いろんなことがためになったと思いますので，是非とも今後裁判員に呼び出しいただいたら，是非とも参加していただきたいと思います。

実は私，去年，3回呼出しが来てます。3月のときもそうなんですけれども，だから，呼出しが来ても，もうすぐそこで，ああ，こんな嫌とかの感じではなく，是非とも裁判所に来て，それで，いろんなシステムとかを勉強して

いただきたいと思います。

司会者：ありがとうございます。Dさんのほう、いかがですか。

裁判員経験者D：裁判員という制度は9年とおっしゃいました。

司会者：そうですね，9年目です。

裁判員経験者D：恐らくこれから長く続いていく制度だと思いますし，こういう制度があるので，権利でもあり義務でもあるような感じなんですかね。積極的に，傍観するだけじゃなくて，市民として関わってあげればいいのかと思いますし，あとはこれがもし長くこの先続いていったら，どうしても働いている方とかが参加しづらかったりとか，若い方になかなか周知されてなかったりとかというのがあって，もしかしたら参加できる方が偏りが出てきたりするかもしれないんで，より広く，気軽にと言ったらちょっと語弊ありますけど，参加しやすいような仕組みになっていけばいいし，していただければありがたいなと思います。

司会者：より広く，気軽に参加しやすい仕組みというのは考えておられますか。

裁判員経験者D：難しいですけど，私だったら会社員として働いているので，仕組みとして何かこう呼出しがあったら参加しやすいような，広く世間で理解していただくしかないと思うんですけど。

司会者：ありがとうございます。Eさん，よろしくお願いします。

裁判員経験者E：個人的な意見では，参加させていただきまして非常に勉強になったというか，いい経験をさせていただいたというふうに思っております。

職場環境については，非常に休みをとらせていただくという形で，大変なところもあるんですけども，ここは理解していただきやすかったところ，参加できたところも正直あります。

今後，それをどうしていくかというところ，非常に難しいところとは思いますが，積極的にこういう場に参加していくことが，そういう普及につながっていくのかなという気持ちも正直あって，今回，参加させていただきました。

これから裁判員になられる方へのメッセージとしましては、封筒に標語があるんですけども、「私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します」というのがここの封筒の標語に書いてあるんですけども、非常にそれって難しいのかなと思ったんですけども、裁判官の方のサポートもございまして、何とかこういったこと、この標語どおりに参加することができましたので、積極的に参加、これからも何とかしていただきたいと思ひますし、私も時間を許して、またこういう機会があれば、今度も参加させてもらいたいと思ひております。

司会者：ありがとうございます。Fさん、いかがでしょうか。

裁判員経験者F：私も本当に非常にためになりました。誰しもができることではないので、やはり当たったからには、経験してみないともったいないと感じています。やはり仕事があつてとなると難しいんで、私の場合も、ほとんどの人が理解してくれたんですけど、上司で必ずしもそうではなかった人がいました。私がちょっと思つたのは、決まった人の会社宛てに、上司というか社長とかそんな宛てに裁判所から、この人、この日程で裁判所に行かせてあげてほしいみたいな、本人からの依頼があれば、そういうのを送るとかというのとかどうかなというふうにちょっと思ひました。

今後の裁判員裁判に対する意見というふうなところで、先ほども少し申し上げたのが、個人的には量刑の話の中で、比較的こういう事件の刑って軽いなというふうなところ、今までの判例とか見ても思つたというところがあります。そのとき、一緒だった裁判員の方も、皆さん大体一樣に同じような感想だったと思ひんです。

また今後、どんどん裁判員裁判というものをこれからもやってみて、そういった市民感覚という言い方かどうか、一般的な感覚というものがもっと反映されていけばいいなと思ひました。

司会者：ありがとうございました。全員、裁判員裁判に参加して、非常に良かったということなんですけど、今問題になっているのは、辞退率が高くなつて、出席率が低下しているということが問題になっていまして、できれば守

秘義務とは関わりないところで、裁判員裁判をやって良かったということを職場とか社会とかで宣伝していただけたらいいかなと私からお願いしたいと思います。

6. 記者からの質問と応答

司会者：報道関係の方から裁判員経験者の方への質問の時間にしたいと思います。よろしくをお願いします。

記者：2点あります。何度も話されていることかと思うんですけども、ちょっとそれぞれの裁判で改めて審理に参加して、どういったところが一番判断する上で難しかったというか、心を砕いたという点を改めてお伺いしたいのと、次に、事件によっては裁判の前に報道の方で事件の当事者とか関係者の方に私たちが取材をして、裁判の前にその人の思いとか意見なりが出ることがあると思うんですけども、そういったものが審理にも影響する、どの程度影響したのかとか、影響したのであれば、その度合いなんかを教えてくださいましたらなと思います。

司会者：報道の影響ということであれば、BさんとFさんに伺いましょうか、まず、Bさんいかがですか。

裁判員経験者B：冒頭で裁判所の方から、今まである報道とかそういったものは白紙にしてくださいよと。私も余りテレビとかああいうのは見ないほうなんで、ゼロの段階ですかね、ゼロからこういうのを検察官の方とか弁護士の方のこれを見て、判断はしました。それは自分の中には事前にそういうのは入っておらなかったということですね。

それから、判断に難しかったというのは、やはり量刑でどれが正しいのかというのは、最後までやっぱり分かりませんでした。ただ、その段階を追って、こういう、先ほどちょっと言いましたけども、順番にこういうふうに進めていきますよということで、まあまあ論理的いうんですか、そういったものを行った結果、あんなったかなというのは今の気持ちですね。

司会者：Fさんはいかがですか。

裁判員経験者 F：自分も報道では、そういった事件があったというぐらいのことでは知らなかったのですが、報道自体は全く影響がなかったんですが、ただ、自分の職場に、今回の加害者、被害者の双方を知っている人というのが、そんなに離れてないでいたという中で、ちらっと人となり程度を聞いたというのはありましたが、ただ、それに関しても、今回の裁判で明らかになった内容と別に相違はなかったというところで、その影響も全くなかったと思います。

量刑はBさんがおっしゃったように、何が正しいのかという、どういう判断をするのが正しいのかというところが、結局最後までずっとみんな悩んでいたというふうなところがあったので、結局は一つ一つ内容を積み上げて、最終的に判断をするしかなかったというふうなところとなります。

司会者：Aさん、Cさんの事件は報道されてましたか。

武田裁判官：報道自体はあったのかなあとは思いますけども。

裁判員経験者 A：裁判始まって初めて知ったので。

司会者：十何年前の事件で、そのときは報道されたかもしれないですね。

武田裁判官：恐らくは逮捕されたときにも報道はされているんですけども、逮捕されてから公判開くまでおよそ3年ほど経っているの、大分経っていますから。

司会者：Aさん、Cさん、報道の影響はなかったということですね。

裁判員経験者 A：全く知らなかったというのが事実です。

司会者：判断する上で難しかったというのは、先ほど言われていたこと、何か付け加えることはありますか。

裁判員経験者 A：判断の難しさ、やっぱりそれは皆個々の考えが違うんで、自分の考えが何で違うのかなと思って悩んだ、それだけです。

司会者：Cさんはいかがですか。

裁判員経験者 C：私の地元の事件だったんですけども、全く知りませんです、こちらに来て初めてそういうことがあったということも知ったし、それ

から、2年か3年前に、被告人が捕まったというのも、こちらに来て初めて知ったんです。ですから、報道によってどうのこうのというのは、全くなかったですね。

それと、量刑に関しては、何とか私の考えたような感じで行けたかなあというふうには思ってますけど。

司会者：要は量刑はそんなに苦勞はしなかったということですね。

裁判員経験者C：そうですね。

司会者：DさんとEさんとか何かありますか。報道は余り関係ないと思うんですが、何か判断する上で、先ほど言われたこと以外、何か付け加えることがあれば。よろしいですか。

では、次の質問でよろしいですか。

記者：裁判官に質問してもよろしいでしょうか。

先ほど裁判員を経験された方のお話の中で、検察側と弁護側と両方から資料が提供されて、それが裁判の中で説明があるんですけど、分かりやすい資料のほうだと、やっぱりずっと入ってくるというか、理解しやすかったという話がありまして、それがもしかしたら判断に影響したかもしれない、こういうところなんですけども、裁判官としては、影響が出るかもしれないというところは、どう捉えられていますか。

武田裁判官：裁判官をやっていると、分かりにくい言い方をされても、何が言いたいのかというところは大体推測はできる場所がありますので、結局、分からないということにはならないかなとは思いますが。

記者：分かりました。

司会者：分かりやすい方がよいので、引き続き両当事者とも努力していただきたいと思えますけど、裁判官は慣れてますので、趣旨は理解するということだと思います。

他の質問ございますか。

久保弁護士：以前、どの事件かも忘れましたが、若い弁護士が裁判員裁判の弁

護をして、すごく、内々では分かる弁護手法なんですけど、裁判員の方は全く響かなかつたという弾劾をして、その解説を裁判官が評議室でしてくれたと、あれはこういう趣旨なんだよということをしてくれたという話は聞いていますので、そのような説明もなされているんじゃないかなというふうに想像する次第です。

武田裁判官：だからといって裁判官が解説してくれるから、どんなことをやっても大丈夫だというふうなやり方をされるのは流石に良くないことかなと思いますので、法廷で心証がとれるような主張立証活動を当事者のほうでお願いしたいと思います。

久保弁護士：理解しています。

司会者：評議で裁判官が説明して初めて分かる審理というのはだめだということだろうと思いますので、やっぱり法廷で容易に理解される訴訟活動をやらなきゃいけないと思いますので、そこはよろしくお願いしたいと思います。

7. 最後に

司会者：それでは、これをもちまして、本日の意見交換会を終了させていただきます。

本日は貴重な御意見を多数いただきまして、本当にありがとうございました。今後、いただいた御意見、これを活用してよりよい裁判員裁判を実現していくよう努力していきたいと思っております。ありがとうございました。